

「2022年度版給付奨学金案内（家計急変採用）」の訂正について

下表のとおり訂正しますので、該当箇所を読み替えていただくようお願いします。

該当箇所	訂正後	訂正前
スカラネット入力 下書き用紙 9頁 J-あなたの家族情報 3.(2)の(f)及び(g) 欄外の注記	10月 以降に奨学金を申し込む場合は、2021年を2022年に読み替えてください。	9月以降に奨学金を申し込む場合は、2021年を2022年に読み替えてください。
スカラネット入力 下書き用紙 10頁 J-あなたの家族情報 3.(3)の(f)及び(g) 欄外の注記	10月 以降に奨学金を申し込む場合は、2021年を2022年に読み替えてください。	9月以降に奨学金を申し込む場合は、2021年を2022年に読み替えてください。
第I部 給付奨学金制度 4 支給対象者の要件 (基準) (3) 家計に係る基準(収入基準・資産基準) ① 収入基準 イ 支援区分の判定方法 (注2) (11頁)	2022年 9月 までにスカラネットから申込みを行った場合は、2020年(1月1日～12月31日)分の収入に基づく2021年度住民税情報を使用します。2022年 10月 以降にスカラネットから申込みを行った場合は、2021年(1月1日～12月31日)分の収入に基づく2022年度住民税情報を使用します。	2022年 8月 までにスカラネットから申込みを行った場合は、2020年(1月1日～12月31日)分の収入に基づく2021年度住民税情報を使用します。2022年 9月 以降にスカラネットから申込みを行った場合は、2021年(1月1日～12月31日)分の収入に基づく2022年度住民税情報を使用します。

該当箇所	訂正後	訂正前
<p>第Ⅱ部 申込手順等 2 必要書類と提出先 (21頁の表)</p> <p>【該当者のみ】 5. 家計急変に該当する生計維持者の全ての収入に関する証明書(最大12か月分)(コピー可)</p>	<p>●家計急変に該当する生計維持者に収入がある場合は、以下の提出が必要です(死亡事由を除く)。 家計急変が発生した日の翌月分～申請月前月分まで ※最大12か月分</p> <p>ただし、進学前に家計急変が発生した場合は、家計急変が発生した日の翌月分～進学月の前月分まで(12か月を超える場合は、進学月の前月以前の直近12か月分)</p> <p>(例)</p> <p>●2021年5月に家計急変が発生、2022年4月に進学、5月に申請した場合 ⇒2021年6月～2022年<u>3月</u>分の給与明細書等</p> <p>●2021年2月に家計急変が発生し、2022年4月に進学、6月に申請した場合 ⇒2021年<u>4月</u>～2022年<u>3月</u>分の給与明細書等 (最大12か月分のため)</p> <p>【進学前に家計が急変し、事由発生日が2020年1月～2020年12月の場合のみ】 源泉徴収票又は確定申告書(控)等(いずれも2021年1月～2021年12月分)</p>	<p>●家計急変に該当する生計維持者に収入がある場合は、以下の提出が必要です(死亡事由を除く)。 家計急変が発生した日の翌月分～申請月前月分まで ※最大12か月分</p> <p>(例)</p> <p>●2021年5月に家計急変が発生、2022年4月に進学、5月に申請した場合 ⇒2021年6月～2022年<u>4月</u>分の給与明細書等</p> <p>●2021年2月に家計急変が発生し、2022年4月に進学、6月に申請した場合 ⇒2021年<u>6月</u>～2022年<u>5月</u>分の給与明細書等 (最大12か月分のため)</p> <p>【進学前に家計が急変し、事由発生日が2020年1月～2020年12月の場合のみ】 源泉徴収票又は確定申告書(控)等(いずれも2021年1月～2021年12月分)</p>

以上